



千葉県市川市の行政書士 <http://hoshikawa.gyosei.or.jp>

行政書士リバースター法務事務所

いつでもお気軽にご相談下さい！ hoshikawa@gyosei.or.jp

〒272-0033 千葉県市川市市川南1-10-1 ザタワーズウエスト 2414

TEL 047-322-5239

事務所通信・スターダスト 2011年11月

この事務所通信は当事務所のお客様および名刺交換をさせていただいた皆様にお送りさせていただいております

1 事務所通信発送へのご挨拶



謹啓 晩秋の候 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

暑い夏が終わり、気がつけば木枯らしの吹く季節になり、体調管理が大切になります。

先日、近所の歯科医院でクリーニングおよび歯科治療を行ってきました。身体のバランスが崩れている原因のひとつが「歯」であったかと思っています。歯を治療し、肉体的にも精神的にもリフレッシュができた気がします。

ますますパワーアップして皆様のお力になれたらと思っています。 謹白

行政書士リバースター法務事務所 代表 星川 清房

2 近況のお知らせ

(1) 行政書士制度広報月間でさまざまな行事に参加しました



10月は行政書士制度広報月間でした。千葉県行政書士会葛南支部役員として街頭キャンペーンや官公署訪問などに参加しました。市民の皆様とお話をして、私ども行政書士の業務をアピールするとともに、皆様の悩みをお聞きしアドバイスをさせていただきました。参加したのは、下記のとおりです。

① 街頭キャンペーン（10月1日 12:00～16:00 JR 船橋駅北口及び南口）

街頭相談会や業務 PR パンフレット等の配布を行いました。私は北口デッキ東武前

にて PR を行いました。立ち話で恐縮でしたが、ご相談をいただき誠にありがとうございました。

② 船橋市生き生き展（10月15日及び16日、ららぽーと TOKYOBAY（南船橋）中央広場）

行政、学校、市民団体等様々な出展があるこのイベントに「行政書士会支部」ブースを出展し、市民の方へのクイズ形式での業務説明、PR パンフレットの配布を行いました。この日も短い時間でしたが、ご相談を承りました。



③ 官公署訪問（10月20日、市川市役所本庁、行徳支所、行徳警察署）

市川市の支部幹事として、日頃業務でご協力をいただいている官公署を訪問し、啓発活動への協力依頼を行い、ポスター等の配布を行いました。とくに市川市役所にお

いては民事相談でお世話になっている市民相談課をはじめ各課を訪問し、岩井議員のご協力をいただき、大久保博市長を訪問しました。そこで、市民の利便性の向上のため、相談会の体制強化をお願いする「要望書」を提出いたしました。地元の皆様の利便性向上のため、今後もお願いをしていきたいと思っております。

(2) 成年後見支援センターの研修に参加しました

さる10月24日に千葉市の教育会館で開催されたNPO千葉県成年後見支援センターの研修会に参加してきました。成年後見自体は、行政書士の法定業務ではありませんが、社会的に行政書士等の士業が成年後見の受け皿を担っており、社会貢献の一つとして行なっております。平成12年度から現在の新しい成年後見制度が開始され、利用件数は、当初3千人程度でしたが、年々増加し21年度には2万5千人になりました。しかし、成年後見制度の対象になる方は、少なく見積もって120万人といわれており、まだまだ制度の利用はあまりなされていません。今後広く知っていただくこと、高齢化が益々進むことで利用件数も増えることが予想されます。

千葉県・市川市で仕事をし、生活をする者として成年後見の事務を行うことは地域貢献として大切であると考え、NPOに加入し研修を積み、今後地域の方々の事務の受任を行なっていく予定です。

今回の研修では制度の概論（役割、背景、基本理念、事務の範囲、任期等）を学びました。制度の役割等の理解を深め、皆様にご案内をしていきたいと思っております。なお、NPOでは2ヶ月に一度相談会を市川で開催しております。

(3) 知財セミナーに参加しました

10月6日、東京商工会議所江東支部主催の「“知財”を育てて経営に生かす」セミナーに参加しました。内容の一部を業務インフォメーションにて便利な制度をお知らせ致します。

3 業務インフォメーション

1 身近なところにあるけど気が付かない「知的財産」を生かして、競争力をあげませんか？

「人的資産」「組織資産」「関係資産」といった知的資産の価値を上げて、製品サービスの高付加価値化を図ることで利益を上げていきましょう。「知」こそ育てて増やせる財産です。

しかし、特許出願など面倒でお金と時間がかかるのでどうも腰が引けてしまいがちです。ところが、現在は各種制度や助成金や無料相談窓口の制度があります。①早期審査制度（中小企業等）②納付繰延制度③減免制度（非課税法人）④助成金（例：江東区知的財産権取得費補助金1/2以内上限30万円、東京都知的財産総合センター1/2以内上限300万、千葉県産業センターの外国特許出願助成1/2以内、船橋市産業財産権取得・登録補助金1/3または10万円のいずれか少ない額）。まずは中小企業の知財相談無料窓口（TEL0570-082100）を利用してみましょう。

2 経営継承のご相談承ります

相続・遺言書作成の手続きに加え、会社の相続にあたる経営承継のご相談を準備段階からお承ります。遺言書も経営承継もご本人様が意志をもってとりくむことが一番大切です。一緒に考えてまいりましょう。

3 著作権コンサルティングをご提案します

当事務所はクリエイターの権利を守り、コンテンツの利用をしっかりと行なっていただくためのコンサルティングを行っております。法令遵守が重要になってきている昨今、権利関係を明らかにしながら業務をすすめていきましょう。

4 各種許認可の有効期限は大丈夫でしょうか

御社の現在取得している許認可の期限は、目前に迫っていませんか。書類作成代行だけでなく、申請のみの代行も承っておりますので、ご確認の上、御用命ください。すぐにお伺い致します。



気になったらすぐにお電話を 047-322-5239